

環境法政策レポート



CONTENTS	「環境法政策を読む」	・・・	1
	2017年4月25日から2017年5月24日までに公布された主な環境法令	・・・	3
	2017年4月25日から2017年5月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	・・・	4
	2017年4月25日から2017年5月24日までの主な行政情報	・・・	4
	2017年4月25日から2017年5月24日までの主な裁判情報	・・・	7
	2017年4月25日から2017年5月24日までの主なニュース	・・・	7

「環境法政策を読む」プラスチック製容器包装の燃料ガス化

プラスチック製容器包装に係る燃料ガス化等

(生成されたガス等をそのまま燃焼させているもの)に関する検討会

第2回

プラスチック製容器包装の再商品化におけるガス化手法等のうち、生成されたガス等をそのまま燃焼させているものの取扱いについては、「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ」(平成22年10月中環審・産構審合同会合)を踏まえ、最終的な結論が得られるよう、議論が必要とされた。この議論の場として検討会が開催された。

4月24日第1回、5月15日第2回において、事業者からのヒアリング、議論を行い、とりまとめの予定である。

□ 検討事項

平成22年のとりまとめを踏まえ、ガス化手法等のうち生成されたガス等をそのまま燃焼させているものについて燃料利用と同等に取り扱うことが適当か否か

技術・政策的見地等からの十分な検討が必要。

- (1) 技術的見地・・・燃料ガス化等と固形燃料の燃料利用との差異
- (2) 政策的見地・・・再商品化履行上の支障の有無、連携協働主体の理解

平成22年とりまとめの該当部分

・・・油化手法やガス化手法のうち生成された油やガスをそのまま燃焼させているものについては燃料利用と同等に扱うことが適当であるとも考えられるところ、この点についても容り法の次期見直しの際に最終的な結論が得られるよう、十分に議論をしていくことが必要である。

□ 燃料ガス化等に関する意見

ヒアリング対象事業者：現行該当する燃料ガス化を行っている事業者

ジャパンリサイクル株式会社、水島エコワークス株式会社、オリックス資源循環株式会社

「環境法政策を読む」プラスチック製容器包装の燃料ガス化

ヒアリング結果

- ・時代の要請を踏まえ、これまでの燃料利用から用途変更を行い、水素・エタノールの原材料としてのケミカル利用を図る。
- ・可能な限り早期に実施するが、設備投資や実証などなお一定の期間を要することから、適用まで1年程度の猶予を頂けると幸い。

【技術的な見地】

- 生成されたガス等をそのまま燃焼させているものは、燃料として利用していることは事実である。今後ケミカル利用していくというのは望ましい方向であり、この方向で進んでほしい。
- リサイクルの意義は資源と環境（CO₂の削減等）の両面。今回事業者から示された方法が、天然資源の抑制等につながるかの検証が必要。

【政策的な見地】

- 消費者・市民がプラスチックを分別排出しているのに、分別せずに可燃ごみとして焼却されているものと同様では納得できない。ルールを守って排出している人たちに対して説明がつくよう、燃料利用として緊急避難・補完的な扱いとしてほしい。
- 市町村は、税金を使って分別収集しているのに、焼却工場と同じでは理解が得られない。リサイクルにふさわしい内容となるよう見直しが必要。平成22年から議論されているものであり、早急に見直しを行うべき。
- 製品（水素・エタノール等）原材料への用途変更について
 - ・ 先進的であり、資源の乏しい我が国で幅広く利用を進める取組として、敬意を表する。
 - ・ 一刻も早く、できる限り前倒ししてもらえれば市民の理解も得やすい。
 - ・ 31年度当初から始めるということであれば、それも一つの考え方としてある。

□ 燃料ガス化等の取扱いの方向性

プラスチック製容器包装に係るガス化等のリサイクル手法のうち生成されたガス等をそのまま燃焼させているものについては、燃料として利用される製品の原材料として、緊急避難的・補完的に取り扱うことが適当である。（再商品化可能量が、自治体の計画量を下回った場合）

その上で、生成されたガスの用途を燃料利用から変更し、水素やエタノールといった製品の原材料として有効利用を図ることは、リサイクルの質的向上の観点から望ましい対応と言える。このため、これらのケミカルリサイクルにあっては、

- ① 資源の有効利用が確実に図られることが必要であり、かつ、可能な限り資源効率性や環境効果の高いリサイクルとすべく最大限取り組むことが重要である。
- ② また、一日でも早く事業が実施できるよう前倒しで取り組むことが重要である。

上記の2点が適切に実施されることを条件に、かつ、当該変更のために不可欠な実証を行う限りにおいて、最長で平成30年度末までの経過的対応を認める。

以上について、適切な履行を確保するため、進捗状況の報告を求め、確認することが必要である。

■ 事業者における留意点

事業者として、リサイクルの可能性の拡大に向けての期待にどのように応えていくか、動向に注視していく必要がある。